



こどもたちのために わたしたちができること

WHAT WE CAN DO FOR CHILDREN

はぐくみホームになるためには.....

- STEP 1 相談** まずはお電話でwith里親までお問い合わせ下さい。
- STEP 2 面接** あなたがなぜ「はぐくみホーム」になりたいのか、こどもの頃の経験や現在の状況など、様々なことを伺います。
- STEP 3 登録前研修** 「はぐくみホーム」の役割やこどもの行動、安全に養育するために何が出来るかなどについて理解を深めていきます。
- STEP 4 実習** (乳児院・児童養護施設) 研修などで学んできたことを実践する機会です。施設で暮らすこどもたちと関わる中で、研修で分からなかった新たな発見もあるでしょう。
- STEP 5 家庭訪問** 担当者があなたのお宅を訪問します。研修や実習を踏まえ、「はぐくみホーム」登録に向けた更なる話し合いが行われます。
- STEP 6 大阪府社会福祉審議会 里親審査部会** 面接、研修、実習、家庭訪問を通して集められたあなたについての情報が共有され、「はぐくみホーム」登録可能かどうかの審議が行われます。
- STEP 7 登録** おめでとうございます！これであなたも「はぐくみホーム」です。こどもたちの養育をあなたの家庭にお願いする機会をお待ちください。

面接や家庭訪問、登録については大阪府富田林子ども家庭センターと共同で行います。

週末里親になるためには.....

- STEP 1 相談** まずはお電話でwith里親までお問い合わせ下さい。
- STEP 2 面接** あなたがなぜ「週末里親」になりたいのか、こどもの頃の経験や現在の状況など、様々なことを伺います。
- STEP 3 家庭訪問** 担当者があなたのお宅に訪問します。ご家庭の状況をふまえ「週末里親」登録に向けた話し合いが行われます。
- STEP 4 登録** おめでとうございます！これであなたも「週末里親」です。こどもたちとの交流をお願いする機会をお待ちください。

面接や家庭訪問、登録については家庭養護促進協会と共同で行います。

高鷲学園里親支援機関with里親

羽曳野市の南恵我之荘で児童養護施設として70年間社会的養護のこどもたちを養育してきました。「すくすくそだて！」をモットーにこどもの権利やこどもたちとの話し合いを大切にしてきました。これまでの経験を活かしながら、家庭養育を支えていく里親支援機関事業を行っています。こどもにとっても、里親家庭にとっても安心感を持ちながら家庭養育を行えるよう支援していきます。



お問合せ先 事務所：〒583-0886 大阪府羽曳野市恵我之荘2-1-5

TEL 072-959-2202 FAX 072-959-2242

email:withsatooya@takawashigakuen.com / HP:withsatooya.takawashigakuen.com



南河内地域の

(松原市、富田林市、羽曳野市
河内長野市、藤井寺市、大阪狭山市
河南町、太子町、千早赤阪村)

みなさんと
家庭養育を
目指します

高鷲学園 里親支援機関「with里親」



子どもたちについて

様々な事情により家庭で生活できずに社会的養護を必要とする子どもたちが、大阪府で約3,000人、南河内地域に約230人います。

「里親」とは

家族と離れて暮らす子どもを家庭に迎え入れ、温かい愛情と正しい理解を持って養育する方のことです。はぐくみホーム(養育里親)、養子縁組里親、親族里親、専門里親、週末里親という種類があります。

「はぐくみホーム」とは

大阪府では、自分の家庭に子どもを迎え入れ、一定期間子どもと暮らす養育里親のことを「はぐくみホーム」と呼んでいます。預かる期間は数日から数カ月の短期間や、数年から成人するまで養育していただく長期間の場合があります。南河内地域のはぐくみホームはおおよそ 20 家庭です。

「週末里親」とは

施設で生活している子どもが、家庭生活を体験することを目的に、月に数回の週末から、長期休暇などに家庭に迎え入れてくださる家庭のことを「週末里親」と呼んでいます。

里親支援機関with里親は

南河内地域で里親制度を広く地域のみなさまに知っていただき、「はぐくみホーム」「週末里親」を目指す家庭を募り、お話をお聞きしながら登録に向けたステップを共に進みます。

里親として登録され、子どもたちの養育を家庭にお願いすることになった後も継続して様々なサポートを行っていきます。

地域の中で子どもを家庭に迎え入れてくれる里親家庭が増えれば、住み慣れた地域を離れずに家庭で暮らし続けることができる子どもの数が増えます。

子どもたちのために何ができるかを一緒に考えてみませんか？



Q.1

どんな人がなっているの？

Answer
特別な資格は必要ありません。家族と離れて暮らす子どもたちの気持ちに寄り添える方、ごありふれた家庭生活を子どもたちと一緒に送ってくださる方、どなたでも里親活動が可能です。登録のために研修等の受講が必要です。

Q.2

夫婦共働きでも大丈夫ですか？

Answer
家庭事情や勤務状況にもよりますが、共働きで里親をされている方もおられます。保育所を利用することもできます。その場合、保育料の減免制度があります。
*週末里親はお休みの時に活動していただきます。

Q.3

自分の子どもがいてもできますか？

Answer
自分の子どもがいて里親をされている方もたくさんおられます。
一度ご相談ください。

Q.4

子どもの希望はいえますか？

Answer
ご希望は何いいますが、受け入れ家庭のご事情や家族構成などを確認し総合的に判断します。

Q.5

子どもを引き受けた後、子どもの気持ちに寄り添えるか不安です。

Answer
養育の悩みについてはwith里親の支援員、心理士などがサポートします。子どもの心を理解するには、里親同士で語り合うのも良いでしょう。地域の里親会による支援や交流活動もあります。

Q.6

お金持ちでないと無理ですか？

Answer
子どもの生活に必要な費用は、一部手当てが出ます。
●里親手当て(はぐくみホーム)→90,000円
●生活費や学校、幼稚園の費用→原則公費負担
●医療費→公費負担
●週末里親では謝礼金として1日1,500円
交通費1,000円が支給されます。(上限あり)

Q.7

長期間継続するのは難しいなあ。

Answer
はぐくみホームを短期間必要としている子どももいます。養育を少し休息したいとなれば、レスパイト制度(休息をとる)を活用していただけます。

